（市町村の共済事業の実施区域の拡張に係る共済事業の実施計画）

第六十四条　共済事業を行う市町村が法第百七条第二項の規定により都道府県知事に提出する同条第一項の規定によりその共済事業の実施区域に含めるべき地域（第一号及び次条において「拡張地域」という。）に係る共済事業の実施計画には、次の事項を記載しなければならない。

一　当該拡張地域内に住所を有する共済事業の種類別の共済資格者の概数

二　共済目的の種類別の概数（園芸施設共済にあっては、共済目的の概数）

三　共済事業の事業予定計画及び収入支出の概算

（市町村の共済事業の実施区域の拡張に係る認可申請書の添付書類）

第六十五条　共済事業を行う市町村が法第百七条第二項の規定により都道府県知事に提出する申請書には、同項の申請書の添付書類のほか、共済事業の実施に関する条例の変更に関する条例及び拡張地域に係る共済事業の実施計画の議決に係る当該市町村の議会の会議録の写しを添付しなければならない。

（共済事業の実施区域となる地域の公示についての準用）

第六十六条　法第百七条第三項の規定による公示には、第六十条の規定を準用する。

（準用規定）

第六十七条　第二十八条第一項、第二十九条第一項及び第二項、第三十条、第三十一条、第三十二条本文並びに第三十三条第一項から第三項までの規定は、共済事業を行う市町村について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第二十八条第一項、第二十九条第一項、第三十条、第三十一条及び第三十三条第一項	毎事業年度	毎会計年度
第二十八条第一項及び第二十九条第一項第二号	政府又は都道府県連合会若しくは全国連合会	都道府県連合会
第二十九条第一項	法第六十三条	法第百十条第四項において準用する法第六十三条
	翌事業年度又は翌翌事業年度	翌会計年度又は翌翌会計年度
	当該事業年度	当該会計年度
第二十九条第一項第一号	政府又は都道府県連合会	都道府県連合会
第三十条	法第六十四条	法第百十条第四項において準用する法第六十四条
第三十条、第三十一条及び第三十二条第一項	第二十七条第一項第一号から第七号まで及び同条第二項第二号	令第十六条第一号から第五号まで
第三十二条第一項	定款等	共済事業の実施に関する条例
第三十二条第二項	総会	議会

（市町村の共済事業全部廃止の認可申請書の添付書類）

第六十八条　共済事業を行う市町村が法第百十一条第二項の規定により都道府県知事に提出する申請書には、同項の申請書の添付書類のほか、共済事業の全部の廃止の理由を記載した書面及び共済事業の実施に関する条例の廃止に関する条例の議決に係る当該市町村の議会の会議録の写しを添付しなければならない。

（条例変更の認可申請手続）

第六十九条　共済事業を行う市町村は、法第百十二条第一項の共済事業の実施に関する条例の変更の認可を受けようとするときは、申請書にその変更の理由を記載した書面及び当該条例の変更の議決に係る当該市町村の議会の会議録の写しを添付して、これを都道府県知事に提出しなければならない。

（委託することができる業務）

第七十条　法第百十四条第一項の農林水産省令で定める業務は、次に掲げる業務とする。

一　法第百十八条第一項又は第三項の規定により賦課される賦課金の徴収に係る業務

二　申込書の受理に係る業務

三　農作物に係る収穫物若しくは蚕繭の生産数量、農作物に係る収穫物の品質若しくは価格又は施設園芸用施設に係る資材の購買数量若しくは価格の調査に係る業務

四　共済金の支払に係る業務（当該共済金に係る損害の額の認定に係るものを除く。）

（業務を委託することができる金融機関）

第七十一条　法第百十四条第一項第一号の農林水産省令で定める金融機関は、次のとおりとする。

一　銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二条第一項に規定する銀行

二　信用金庫及び信用金庫連合会

三　信用協同組合及び信用協同組合連合会（中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）第九条の九第一項第一号の事業を行う協同組合連合会をいう。第二百二条第三号において同じ。）

四　労働金庫及び労働金庫連合会

五　農林中央金庫

六　損害保険会社（保険業法（平成七年法律第百五号）第二条第四項に規定する損害保険会社及び同条第九項に規定する外国損害保険会社等をいう。第二百二条第六号において同じ。）

（共済関係の成立に係る承諾義務の例外）

第七十二条　農作物共済についての法第百十五条の農林水産省令で定める正当な理由は、共済目的の種類ごとに、組合員又は共済資格者の法第百三十五条の規定による申込みに係る農作物が、その者が耕作を行う法第九十八条第一項第一号の農作物で法第百三十五条の規定による申込みができるものの全てでないこととする。

2　家畜共済についての法第百十五条の農林水産省令で定める正当な理由は、包括共済関係にあっては第一号及び第二号、個別共済関係にあっては第三号から第五号までのいずれかに掲げるものとする。

一　法第百四十条の規定による申込みに係る家畜のうちに第三号から第五号までに掲げる事由に該当するものがあるため、その申込みを承諾するとすれば、当該家畜と同一の包括共済家畜区分に属する家畜を組合等の包括共済関係に係る家畜共済に付している者との間に著しく衡平を欠くこととなるおそれがあること。

二　家畜の飼養頭数を効率的に確認するための組合員又は共済資格者の協力を得られないこと。

三　その申込みに係る家畜が発育不全、衰弱、奇形、不具又は悪癖の著しいものその他事業規程等で定めるものであること。

四　その申込みに係る家畜が疾病にかかり、又は傷害を受けているものであること。

五　その申込みに係る家畜が通常の飼養管理又は供用の方法と著しく異なる方法で飼養管理され、若しくは供用され、又はそのおそれがあり、その飼養管理又は供用の方法からみて当該家畜と同種の家畜と比べて共済事故の発生する度合いが著しく大きいと認められるものその他事業規程等で定めるものであること。

3　果樹共済についての法第百十五条の農林水産省令で定める正当な理由は、共済目的の種類ごとに、組合員又は共済資格者の法第百四十七条の規定による申込みに係る果樹が、その者が当該申込みの際現に栽培している法第九十八条第一項第四号又は第五号の果樹で法第百四十七条の規定による申込みができるものの全てでないこととする。